平成２７年（フ）第１４１３号
福岡県福津市福間南１丁目26番１号　パークビラ福間Ａ－１
破産者　坂尾　和弘
１　決定年月日　平成28年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６４４号
福岡市博多区東比恵３丁目21番３－202号、前住所福岡市博多区東比恵３丁目18番１－207号
破産者　石橋　辰広
１　決定年月日　平成28年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２５９号
佐賀市高木瀬西４丁目４番10号、開始決定時の住所佐賀市昭栄町４番40号
破産者　土井企画こと　土井　裕安
１　決定年月日　平成28年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２６０号
佐賀市高木瀬西４丁目４番10号、申立時の住所佐賀市昭栄町４番40号
破産者　土井　智子
１　決定年月日　平成28年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５３号
佐賀県小城市小城町畑田1688番地35　クレスト望Ⅱ　201号
破産者　藤本　健次
１　決定年月日　平成28年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２９２号
佐賀県神埼市神埼町尾崎2462番地３
破産者　園田　智子
１　決定年月日　平成28年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４２０号
埼玉県越谷市大字袋山1012番地　若葉マンション103、旧住所埼玉県越谷市千間台西２丁目21番地３　ソフィア千間台106号
破産者　厨川　公夫
１　決定年月日　平成28年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４２１号
埼玉県越谷市大字袋山1012番地　若葉マンション103、旧住所埼玉県越谷市千間台西２丁目21番地３　ソフィア千間台106号
破産者　厨川　幸子
１　決定年月日　平成28年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４７０号
埼玉県草加市金明町1234番地　コトー201号
破産者　増井　夏夫
１　決定年月日　平成28年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５４号
広島県三次市十日市西３丁目２－１－２、住民票上の住所広島県三次市畠敷町791番地６
破産者　優伸商運こと　平岡すぐる（旧姓玉地）
１　決定年月日　平成28年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第９９２号
福岡市南区大平寺１丁目５番17号
破産者　遠藤　次夫
１　決定年月日　平成28年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１００８号
福岡市南区大平寺１丁目５番17号
破産者　遠藤　秀子
１　決定年月日　平成28年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１９３号
福岡市南区長丘２丁目25番11号
破産者　本村　嘉彦
１　決定年月日　平成28年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７８５号
神奈川県藤沢市用田1126番地の14　堀内荘
破産者　山本　順三
１　決定年月日　平成28年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８９７号
横浜市鶴見区北寺尾５丁目９番21号
破産者　黒川　眞弓（旧姓山田）
１　決定年月日　平成28年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９０３号
横浜市戸塚区上矢部町1612番地１　クローバーヒル202号
破産者　渡邊　雄太
１　決定年月日　平成28年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６１号
新潟県上越市昭和町２丁目９番19号
破産者　吉野真起子
１　決定年月日　平成28年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第６８号
新潟県上越市五智３丁目３番18号　五智センストラルハイツＡ棟Ｄ号
破産者　橋立多喜男
１　決定年月日　平成28年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第８６号
愛知県刈谷市小山町２丁目２番地14　ベネ・ドマーニ204号
破産者　榊原　章吾
１　決定年月日　平成28年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係